（仮称）郡山市子どもに関する条例の概要

1　本市の現状

近年、全国的にいじめや児童虐待の事案が後を絶たず、子どもの貧困についても社会問題化するなど、子どもに関する課題が山積しており、県内においても児童虐待による死亡事故やいじめが原因と思われる自死が発生している。

本市では、東日本大震災以降、総人口が大幅に減少したが徐々に震災前の水準に戻りつつある一方で、18 歳未満の子どもの人口は年々減少傾向にある。

このような社会情勢の中で、本市におけるいじめ認知件数は年々増加しており、虐待等により保護者に監護させることが不適切な子ども、いわゆる「要保護児童」の人数も増加している。

また、県が実施した「子どもの生活実態及び子育てに関する実態調査」の郡山市回答分を集計すると、要支援世帯（既に何らかの支援を受けている世帯）では、様々な公的支援について「知らない」、「利用したことがない」という回答が半数を超えているものが多かった。

2　国・県の主な動きと市の主な取組み

（１）国・県の主な動き

年	動き
1948	児童福祉法施行
1951	児童憲章制定
1994	国が「児童の権利に関する条約」を批准（子どもの基本的人権を尊重する条約）
2000	児童虐待防止法施行
2010	県が「子育てしやすい福島県づくり条例」制定
2013	いじめ防止対策推進法施行
2014	子どもの貧困対策推進法施行
2016	児童福祉法改正（目的に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記）

（２）市の主な取組み

種類	取組み
児童虐待	要保護児童対策地域協議会の設置（こども支援課）
	こども家庭相談センターの設置（こども支援課）
いじめ	いじめ問題対策連絡協議会の設置（学校教育推進課）
	スクールカウンセラーの配置（総合教育支援センター）
貧困	子どもへの学習支援（保健福祉総務課）
	母子家庭等就業・自立支援センターの設置（こども支援課）

3　現状の分析

国や県では法整備を進めており、本市においても「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」に沿って様々な施策を進めているが、いじめの認知件数や要保護児童数の増加、公的な支援が、それを必要としている人に行き届いていないなど、子どもを取り巻く環境が悪化しているという現状にある。

4　条例制定の必要性

この現状を改善するためには、子どもは自分の権利について自ら考え、判断し、行動する。子どもを取り巻く大人たちは、子どもが自ら活動できるようサポートをするなど、「子どもが互いに尊重しあい、社会の一員として自立できるよう、地域社会がそれぞれの立場から協力し、協働で子育ての支援を進める」ことが重要であり、そのためには、この考え方を地域社会全体で共有する必要がある。

5　条例の構成

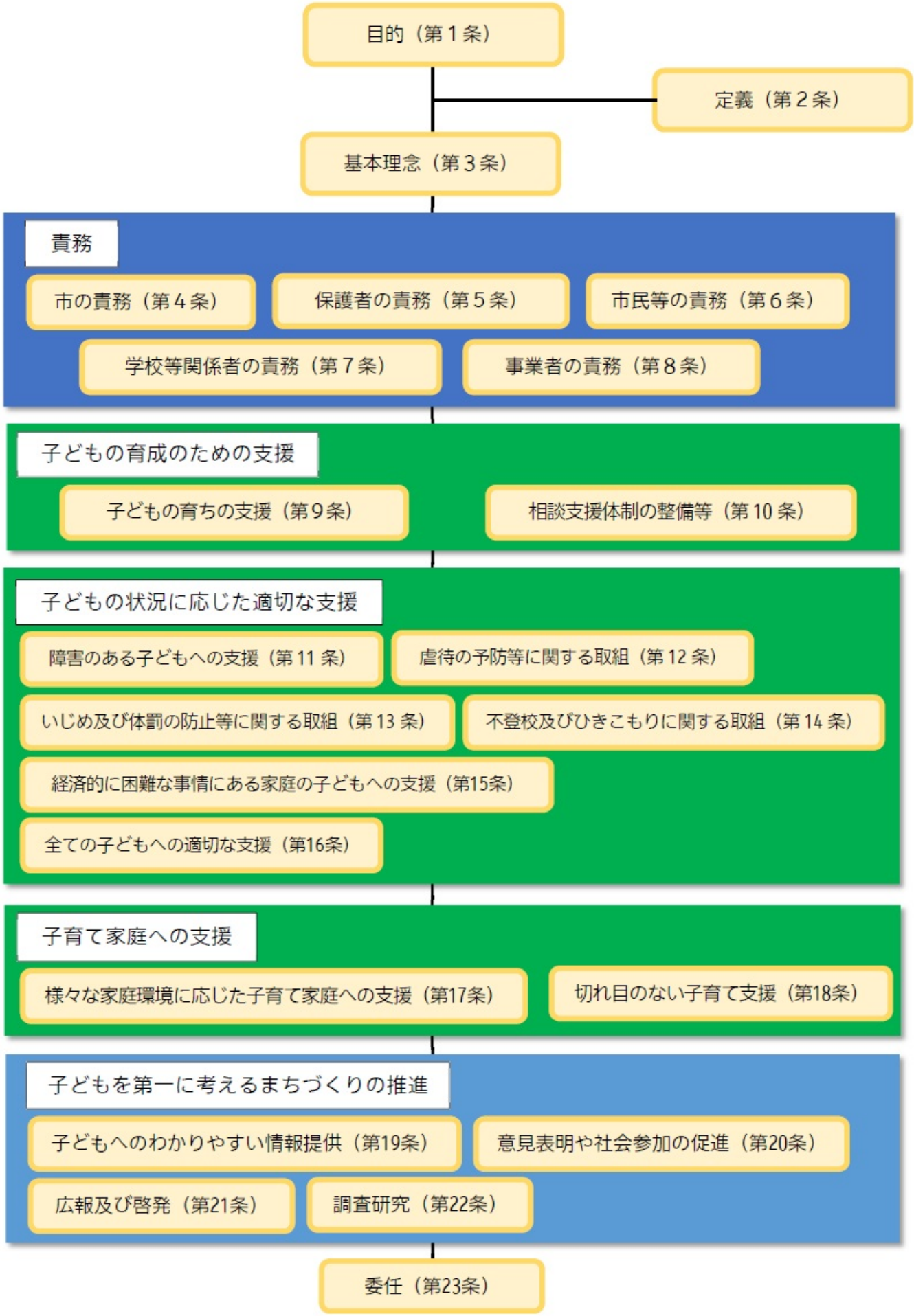
目的（第１条）
定義（第２条）
基本理念（第３条）
責務
市の責務（第４条）
保護者の責務（第５条）
市民等の責務（第６条）
学校等関係者の責務（第７条）
事業者の責務（第８条）
子どもの育成のための支援
子どもの育ちの支援（第９条）
相談支援体制の整備等（第 10 条）
子どもの状況に応じた適切な支援
障害のある子どもへの支援（第 11 条）
虐待の予防等に関する取組（第 12 条）
いじめ及び体罰の防止等に関する取組（第 13 条）
不登校及びひきこもりに関する取組（第 14 条）
経済的に困難な事情にある家庭の子どもへの支援（第15条）
全ての子どもへの適切な支援（第16条）
子育て家庭への支援
様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援（第17条）
切れ目のない子育て支援（第18条）
子どもを第一に考えるまちづくりの推進
子どもへのわかりやすい情報提供（第19条）
意見表明や社会参加の促進（第20条）
広報及び啓発（第21条）
調査研究（第22条）
委任（第23条）